

厚岸町条例第32号

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年12月14日

厚岸町長 若狭 靖

特別職の職員の給与に関する条例の特例に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年厚岸町条例第14号）第3条に定める給料月額中、同条の規定にかかわらず、町長及び副町長の額について1箇月100分の10を減額した額を支給する。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。